

平成十九年三月九日

福井県条例第四号

改正 平成二一年三月二四日条例第二号

平成二三年七月二〇日条例第二五号

平成二四年三月二一日条例第二七号

福井県障害者自立支援特別基金条例を公布する。

福井県障害者自立支援特別基金条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に伴い、障害者および障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、法の円滑な運用を図るために必要な事業ならびに福祉または介護に関する業務に必要な知識および技術を有する人材（以下「福祉介護人材」という。）の確保を図るための事業を実施するため、福井県障害者自立支援特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平二一条例二・平二三条例二五・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、法の施行により障害福祉サービス事業（法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業をいう。）を行う者または障害者支援施設（法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。）の設置者の経営に及ぼす影響の緩和を図るための事業その他障害者および障害児の自立を支援する事業ならびに福祉介護人材の確保を図るための事業であつて知事が定めるものを実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(平二一条例二・平二三条例二五・一部改正)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(平二一条例二・平二四条例二七・一部改正)

附 則 (平成二一年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年条例第二五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条中福井県障害者自立支援特別基金条例第一条の改正規定は公布の日から、第一条の規定、第三条の規定、第五条中福井県介護福祉士等修学資金貸与条例第二条第四号ロの改正規定および第七条中福井県障害者自立支援特別基金条例第六条の改正規定は平成二十四年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成二三年規則第三九号で平成二三年一〇月一日から施行)

附 則 (平成二四年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。